

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																												
事 業 名	交通安全施設等整備事業（歩道設置工事）																											
地 区 名	一般県道 生平幸田線																											
事業箇所	岡崎市羽栗町地内																											
事業のあらまし	当該路線は、岡崎市東部と幸田町を結ぶ道路であり朝夕の交通量が多い一般県道である。事業区間は、物件があり、用地の取得が過去にできず、歩道の中抜け状態であり、歩行者は常に危険な状況にさらされている。歩行者の安全を確保するため、早急に歩道の整備を進め、交通の円滑化及び安全な歩行空間の確保を図る。																											
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） なし</p>																											
事 業 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.55 億円</td><td>□工事費 0.40 億円、□用補費 0.05 億円、□その他 0.10 億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	0.55 億円	□工事費 0.40 億円、□用補費 0.05 億円、□その他 0.10 億円																							
事業費	内訳																											
0.55 億円	□工事費 0.40 億円、□用補費 0.05 億円、□その他 0.10 億円																											
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度																											
事業内容	歩道設置工事 延長150m 排水工N=1式、舗装工N=1式、歩車道境界工N=1式																											
II 評価																												
①事業の必要性	1) 必要性	・歩道が設置されていないため、歩行者の交通安全が確保されていない。																										
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																									
③事業の実効性		【理由】	・朝夕は通勤する車で交通量も多いが、歩道が中抜け状態である。歩行者等の安全を確保するために歩道設置の必要がある。																									
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26</th><th>H27</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>工用地・補償</td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td>種工事</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>区分</td><td>排水工</td><td>↔</td></tr> <tr> <td></td><td>舗装工</td><td>↔</td></tr> <tr> <td></td><td>歩車道境界工</td><td>↔</td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="2">0.55</td></tr> </tbody> </table>				H26	H27	調査・設計	↔		工用地・補償		↔	種工事			区分	排水工	↔		舗装工	↔		歩車道境界工	↔	事業費(億円)	0.55	
	H26	H27																										
調査・設計	↔																											
工用地・補償		↔																										
種工事																												
区分	排水工	↔																										
	舗装工	↔																										
	歩車道境界工	↔																										
事業費(億円)	0.55																											
③事業の実効性	2) 地元の合意形成	過去に用地取得が出来なかった箇所においては、現在建物が計画道路から控えて建ててあり、また、地元からの要望を受けて事業化するものであるため、地元調整においても、地元役員が積極的に調整してくれており、用地買収等においても相応の協力が得られると考えられるなど、地元の合意形成を得ている。																										
	判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																									
		【理由】	円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考える。																									

III 対応方針

事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。
	事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事故件数、死傷事故率